

締切り迫る！



「野生鳥獣の出没を防ごう！」

不要果樹（柿・栗等）伐採の申請補助について



クマをはじめとする野生鳥獣の住宅地等への出沒抑制を図るため、不要果樹の伐採に係る経費を支援します。

内容をご確認のうえ事業の活用を希望される方は、手続きをお願いします。

- 交付申請期間 野生鳥獣の出沒防止のため、お早めにご申請ください。

令和8年6月25日（木）令和8年10月30日（金）まで

※伐採前に申請をお願いいたします。

- 申請に必要な書類

提出物
交付申請書（事業計画書、収支予算書）
現況写真（伐採前）
位置図
見積書（委託料、消耗品・燃料など金額がわかるもの）
通帳の写し（通帳の見開きページ（口座番号・名義が記載されているページ）のコピーをご持参ください）
伐採する果樹所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）



*交付申請書等については、市ホームページ・市役所農林夢づくり課にて配布しております。

- 事業内容

区分	内容
対象者	個人、地区会等
補助要件	・ 不要果樹は、最寄りの住家から 200m 以内の範囲にある柿・栗等で、農業を営んでいる農地や耕作放棄地のものではないこと ・ 伐採する柿栗等の所有者の合意があること ・ 既に伐採したものは対象となりません ・ 令和8年12月31日までに伐採が完了すること ・ 他の補助金制度等により支援を受けていないものであること
対象経費	機械等の賃借料、消耗品費、燃料費、作業者への日当、伐採した樹木の処分に係る経費（運搬費を含む）、業者委託に係る経費 等
補助金額	次のいずれか低い額 ① 補助対象経費の3分の2に相当する額 ② 不要果樹の伐採本数に 40,000 円を乗じて得た額
その他・留意事項	伐採は、交付決定後になります。交付決定前に伐採したものは支援の対象外となりますので、ご注意ください。

- 事業のスケジュール



～Q&A～

Q.不要果樹とは何ですか？

A.収穫・管理する予定がなく、放置させることで鳥獣の誘因となる果樹。

Q.対象となる果樹は何ですか？

A.主に柿・栗が対象ですが、野生鳥獣を誘引するおそれのある果樹であれば対象となります。

例：クルミ、梅、グミ 等 その他対象となるか不明な果樹についてはお問合せください。

Q.伐採作業について、知り合いに頼んでもよいのか？

A.可能です。作業者への日当をお支払いする場合は領収書の作成をお願いいたします。また、金額については社会通念上妥当な範囲内をお願いいたします。

Q.現状写真は、どのように撮ればよいですか？

A.建物と伐採予定の樹木が一緒に写るようにお願いします。また、複数本予定している場合は、伐採予定の樹木がわかるように撮ってください。

Q.位置図は、どのようなものを用意すればよいのか。

A.航空写真や住宅地図等で大丈夫です。また、位置図には、伐採予定の樹木の場所に印をお願いいたします。

Q.5本伐採し、費用総額が40万円だったが補助金額はどうなるか？

A.補助金額は20万円となる。①と②を比較した場合の低い方となる。

① 補助対象経費の3分の2に相当する額

$400,000 \text{ 円} \times 2/3 = 266,666 \text{ 円}$ 補助額 266,666 円

② 伐採本数に 40,000 円を乗じて得た額

$40,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 本} = 200,000 \text{ 円}$ 補助額 200,000 円



【お問合せ先】

〒999-3192 上山市河崎一丁目1番10号

農林夢づくり課 農政企画係

023-672-1111内線 461・402